

第 1 6 1 3 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 3 年 12 月 23 日
自	13 時 30 分
至	15 時 45 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

- 第21号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）
- 第22号 令和4年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について（特別支援教育課）

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

- 第58号 令和3年度11月補正予算（12月10日上程分）の概要について（総務課）
- 第59号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）
- 第60号 特別支援学校設置基準の公布等について（教育施設課・特別支援教育課）
- 第61号 令和4年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）
- 第62号 令和4年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（再任用教職員選考含む）の結果について（学校企画課）
- 第63号 令和4年度島根県立特別支援学校（高等部・専攻科）入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（特別支援教育課）
- 第64号 「高等学校における通級による指導」実施要項の改正について（特別支援教育課）
- 第65号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）
- 第66号 重要文化財の指定について（文化財課）
- 第67号 史跡の追加指定等について（文化財課）

—————以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

- 第23号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて（学校企画課）

第24号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

—————以上原案のとおり議決

（承認事項）

第9号 県立学校事務職員（管理職）の人事異動について（総務課）

—————以上原案のとおり承認

（報告事項）

第68号 令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題
福間参事	公開議題、議決第24号
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第23号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
中村特別支援課上席調整監	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題、議決第24号
清山世界遺産室長	公開議題、議決第24号
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題
中村上席調整監	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	10件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	林委員	

議決第 21 号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 議題の説明に先立ち、1の2ページをお願いする。左肩に「参考」としているが、11月11日のこの会議において報告し、承認をいただいた内容である。これに関して、参考までに令和3年人事委員会報告及び勧告の骨子を1の18ページから19ページに付けているので、必要に応じて御確認いただければと思う。1の2ページの1及び2のとおり、給与改定に必要な条例の一部改正案を11月定例県議会に上程し、11月25日に議決、承認をいただいている。その条例の一部改正では、3改正の内容のとおり、期末手当の支給月数の減のほか、通勤手当の特別料金等加算について、父母の介護等やむを得ない事情等も対象となるよう改正しているところである。本日はその条例の改正を受けて、通勤手当の特別料金等加算の対象教職員の具体的な要件を規定する規則の一部改正についてお諮りする。

それでは、1の1ページにお戻りいただきたい。このページの下段の太線枠内は、特別料金等加算の現行制度の概要となる。前回御説明したが、振り返りの意味で簡単に触れる。現行制度では、加算の対象は採用を含む異動に伴い、通勤に特急や有料の高速道路を利用することが必要となった教職員で、要件を満たす場合、この要件というのは通勤距離が片道60キロ以上もしくは通勤時間が片道90分以上になった場合であるが、特急料金等の2分の1に相当する額を支給する制度となっている。今、申し上げた現行制度に対して、今回の規則の一部改正で追加するやむを得ない事情とは、3改正内容のとおり、①教職員又は配偶者の父母の介護、②配偶者の転勤、③教職員、配偶者又は扶養親族たる子の特定の医療機関における治療、④やむを得ないと認められる上記に類する事情、以上の4項目である。

1の3ページをお願いする。先ほど説明した一部改正して加える要件を具体的にイメージいただけるように3点ほど例示を用意している。①は教職員又は配偶者の父母の介護の場合である。教職員の父が介護を必要とする状態となったため、松江市から父が居住する大田市内へ住居を移転した場合で、転居後、大田市内から松江一中への通勤距離が60キロ以上となることから、有料の高速道路を利用して通勤する場合、高速道路利用にかかる特別料金加算を認める例というものである。②は配偶者の転勤の場合である。同居の配偶者が益田市内から大田市内へ異動したことに伴い、教職員も配偶者とともに益

田市内から大田市内へ居を移し、同居する場合で転居後、大田市内から益田中への通勤距離が 60 キロ以上となることから、有料の高速道路を利用して通勤する場合、高速道路利用に係る特別料金加算を認める例である。③は教職員、配偶者又は扶養親族たる子の特定の医療機関における治療の場合である。別居している子が県立中央病院で継続的な病気の治療を受けるため、浜田市内から出雲市内へ転居することに伴い、教職員も出雲市内で子と同居する場合で、転居後、出雲市内から益田中への通勤距離が 60 km以上となることから、通勤に特急を利用する場合、特急利用に係る特別料金加算を認める例である。

1 の 1 ページにお戻りいただきたい。4 の施行期日であるが、令和 4 年 4 月 1 日の施行で考えている。

5 のその他であるが、資料に掲げている教育委員会の教職員に関係する規則である職員の給与の支給に関する規則及び県立学校の教育職員の給与に関する規則については、ともに人事委員会規則となる関係で、人事委員会において、本日、今御説明している内容と同じ内容で改正が行われることを申し添える。

最後に、本日、御説明した規則の一部改正及び人事委員会規則の一部改正に係る新旧対照表を参考までに 1 の 4 ページから 1 の 17 ページにかけて載せているのでご確認いただきたい。

———原案のとおり議決

議決第 22 号 令和 4 年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 2 の 1 ページをお願いします。まず 1 定員設定の基本的考え方について説明する。高等部及び専攻科の入学定員については、10 月中に各特別支援学校が実施した就学相談会に参加した入学希望者数を基準として設定している。なお、就学相談会に参加者がいない場合も最低限の学級定員を設けている。入学希望者が全員入学できるように、学科及び学級区分、単一障がい学級又は重複障がい学級の区分に応じて、学級数及び入学定員を設定することになる。2 ポツ目の※の 1 つ目に書いている定員基準の計算式によって設定している。

2 令和 4 年度入学定員案について説明する。入学希望者数に応じて学校ごとに設定した結果、高等部の入学定員を合計 72 学級 361 名とした。各学校の高等部の入学定員は 2

の2ページに載せている。昨年度比で松江ろう学校、松江養護学校で各1学級増、出雲養護学校で5学級増、浜田養護学校で2学級増、石見養護学校で1学級減で合計8学級増、定員は34名の増としている。2の3ページは、各学校の専攻科の入学定員である。合計で7学級41名としている。昨年度からの増減はない。昨年度からの増減の詳細については、2の4ページを御覧いただきたい。盲・ろう学校は高等部及び専攻科ごと、養護学校は障がい種ごとに学級数と入学定員の増減を一覧にしている。該当数のないところは空欄としている。表の右端に書いているが、盲ろう学校では、高等部及び専攻科合わせて6名の入学見込み者数の増、養護学校では合計55名の入学見込者数の増となっており、合計で61名の増の見込みである。定員増の主な理由は、特別支援学校中学部3年生及び中学校特別支援学級3年生ともに在籍者数が昨年度と比較して増加していることによる。

2の1ページにお戻りいただきたい。2の(1)高等部分教室については、それぞれ単一障がい1学級で従来どおりとなっている。また、訪問学級については、訪問教育の対象になっている生徒で編制しているが、状況が受験日までに変わることもあり、現在対象の生徒を把握し、来年2月頃までに学級を設定していく。

3 今後の予定であるが、高等部訪問学級の定員を確定した後、2月の教育委員会会議において、特別支援学校の定員を定める県立学校の組織編制に関する規則の改正を付議する。

最後に、資料には載せていないが、就学相談会後の状況について報告すると、就学相談の段階では、中学校卒業後の進路について本人、保護者が特別支援学校の高等部と高校のどちらを選択するか迷っているケースもある。その場合、高等部の体験を通して、特別支援学校での学びやコース制などの理解を促しているところである。また、高校との併願を可能としており、その併願者の数も含めて入学定員を設定しており、最終的に特別支援学校を選択した場合も進路を保障できるようにしている。また、特別支援学校がそれぞれの障がい種の就学基準に該当するかどうか判断しかねる場合は、必要な資料の提出を求めたり、他の障がい種の特別支援学校の就学相談を勧めたりして、ぎりぎりまで本人にとって最適な学びの場がどこなのか、就学相談を継続しているところである。

———原案のとおり議決

報告第58号 令和3年度11月補正予算(12月10日上程分)の概要について(総務課)

○小畑総務課長 3の1ページをお願いします。この予算は、国の経済対策のうち早急に

対応すべきものについて措置するものであり、11月定例県議会において12月10日に追加上程し、12月22日の議会最終日に議決承認をいただいている。

令和3年度島根県一般会計補正予算（第10号）の1.補正予算の概要について、表の合計の欄のとおり、補正前の額843億5,700万円余を補正額300万円余の増額により、補正後の額843億6,000万円余とするものである。

3の2ページをお願いします。2.課別事業別一覧となっているが、対象は教育指導課所管の未来の創り手育成事業である。補正の概要であるが、令和4年度県立高校及び特別支援学校高等部の入学生から一人一台端末を活用した教育を行うにあたり、開設する運営支援センターの準備経費となる。

3の3ページをお願いします。事業の詳細資料となっているが、かいつまんで御説明する。GIGAスクール運営支援センターは、2の役割にあるとおり、一人一台端末を使っての教育活動の円滑な運用を支える支援基盤であり、具体には、ヘルプデスクや応急対応等のサポート、学校に提供するマニュアルや事例集の作成、生徒等の端末利用手引書の作成などを担うものとなっている。このたびの補正予算案では、このセンターを4月から開設するにあたり、3の事業内容にあるように、運用体制の検討や問い合わせ対応などの環境整備、教員向けマニュアルなどの作成等、開設の準備に係る打ち合わせ等の経費として300万円余を計上したものである。

○林委員 3の3ページのGIGAスクール運営支援センターは、島根県の県立学校だけのためのものか。

○木原参事 県で設置する支援センターということで、今のところ県立学校が対象ということで、小・中学校は市町村の方で、それぞれもう既に支援体制を整えているところもあり、今後、国の事業もこれから出てくることも考えられるので、市町村でそれぞれに実態に応じて対応をとっていただいているところである。

○林委員 このサポートというのは、基本的にはオンラインのメールやチャットでわからないことや運用の仕方を聞くような形でやっていくのか。

○木原参事 基本的にはそういう電話やメールによる対応ということが中心になると思う。そのサポートのやり方についても、今回のこの事業は準備のための事業だが、その中で業者と打ち合わせをして、どういう形が一番いいのかということ協議しながら、今後進めていくということになっていく。

○林委員 これから打合せをしながらということで、サポートの時間も24時間というわ

けにはいかないであろうが、学校の先生方が極力不安を取り除きやすいような形でサポートをしていただければと思う。

———原案のとおり了承

報告第 59 号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 4 ページをお願いします。今回、御報告するコロナ対応は、新型コロナウイルス感染症対策調整費による対応についてである。この予算は総務部財政課に措置されており、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的に対応が必要な支出に充てるものとなっている。

今回は2点ある。まず1点目、県立高校寄宿舎生への対応である。今年の夏季休業の際も同様の取組をしたところだが、昨年度から数えると今回を入れて7回目の対応となる。冬季休業中に県外出身者の生徒が帰省先から帰寮する前に、一定期間、寄宿舎以外の施設で健康観察を希望する場合の滞在場所を確保するもので、執行見込額は概算で500万円である。

2点目、県立学校の冬季における暖房費への対応である。昨年度も取り組んだものだが、冬季でも感染症対策のため、換気を徹底しながら教室内や体育館の適切な温度・湿度を管理していく必要があることから、この対応で必要となる暖房費の予算に不足が生じる場合にその不足額を補填するもので、執行見込額は概算で1,000万円である。今回報告分の執行見込額の合計は概算で1,500万円である。

———原案のとおり了承

報告第 60 号 特別支援学校設置基準の公布等について（教育施設課・特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 5の1ページをお願いします。1 特別支援学校設置基準の概要である。文部科学省においては、在籍者数の増加により、慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月24日に設置基準を公布した。この設置基準は、小・中学校、高等学校などには既に公布されているが、特別支援学校については、幼児児童生徒の年齢や障がいの状況が多様であるため、各学校において柔軟な対応が可能となるよう、これまで公布されていなかった。こうした中で、このたび特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として、また、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的に規定されたものである。

(2) この基準の主な内容である。1点目、高等部の学科は普通教育を主とする学科と専門教育を主とする学科であることが定められている。2点目、1学級の幼児児童生徒数は御覧のとおり学部ごとに定められている。3点目、学級の編制は特別の事情がある場合を除いて、同学年、障がい種ごとに編制。4点目、教諭等の数等については1学級あたり1人以上、また、相当数の副校長又は教頭、養護教諭、実習助手、事務職員、寄宿舎指導員等を置くものとされている。5点目、校舎に備えるべき施設として、教室、自立活動室、図書室、保健室等。6点目、校舎の面積は設置する学部、障がい種を踏まえ、在籍者数に応じて設定。7点目、運動場の面積は設置する学部を踏まえ、在籍者数に応じて設定することとなっている。

(3) 施行期日は令和4年4月1日で、このうち編制、施設及び設備の規定については、令和5年4月1日からの施行となっている。また、既存施設においては、当分の間、従前の例によることができるが、文部科学省通知において可能な限り速やかに設置基準を満たすよう、努めることとされている。

2 本県の特別支援学校の状況である。在籍者数であるが、平成29年度をピークとして横ばい傾向にある。また、既存施設において、先ほどの校舎面積、運動場面積を満たさない学校が6校ある。これらについて、次の5の2ページを御覧いただきたい。まず、在籍者数の推移である。平成23年度から今年度までの推移をグラフで載せている。この10年間で在籍者数は総数で87名増となっているが、直近の4年間はほぼ横ばいとなっている。グラフの下に義務教育段階の全児童生徒数と、そのうちの特別支援学級在籍者数を載せている。この10年間で児童生徒の総数は減ってきているが、特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加している。資料には載せていないが、中学校の特別支援学級を卒業した生徒は多くが特別支援学校高等部か高校に進学するが、近年は高校に進学する生徒の割合が増え、特別支援学校高等部進学割合が減る傾向も見られる。こういった状況から、今後の特別支援学校の在籍者数の推移については、推計が大変難しくなっているため、今後慎重に見据えていきたいと考えている。グラフの上には参考として、近年の特別支援学校の主な整備等の状況を載せている。

5の3ページを御覧いただきたい。こちらは学校ごとに校舎と運動場のそれぞれについて、基準面積と現有面積を比較したものである。なお、基準面積は幼児児童生徒の在籍者数に応じて算出することとなっており、年度によっては基準を満たすかどうかが変わってくる。お手元の資料は、令和3年10月1日現在の在籍者数に基づいて算出したものだが、

基準を満たさない学校は太枠で示しており、校舎面積を満たさない学校は、浜田養護学校 1 校、運動場面積を満たさない学校が浜田ろう学校ほか 5 校となる。このうち運動場の面積については、表の欄外の※ 2 に書いているとおり、島根県の学校生徒数の規模の場合、生徒の障がい区分に関わらず、それぞれの学校の中学部、高等部の生徒数の合算により算出した面積となり、一律 3,600 m²となる。また、※ 3 のとおり、運動場面積は地域の事情等により、土地の確保が困難な場合等において、近隣の学校等の施設等を使用して教育活動が実施できる場合は、「教育上支障がない」と判断することが可能となっている。運動場の基準を満たさない 6 校のうち、松江清心養護学校を除く 5 校については、地理的な事情等により基準を満たしていない状況であるが、浜田ろう学校のように生徒数が少ない、あるいは隠岐養護学校のように近隣の学校や施設のグラウンドを借用することによって運用できている、などにより、現在の面積で支障がないということを確認している。なお、松江清心養護学校においては、現有面積が基準面積を超えているが、現在この場所を送迎バスや保護者送迎のための駐車場などとして使用している実態があるため、基準面積に足りていないという判断をしている。この対応として、現在、近隣の学校のグラウンドを使用できるよう調整しているところである。

5 の 2 ページ、3 今後の対応である。先ほどの基準面積を満たすかどうかにかかわらず、現在教室等が不足している学校の施設整備については、昨年度策定した「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」に基づき、令和 4 年度から今後の在籍者数の推移や設置基準を踏まえて検討することとしている。日頃から学校の状況をよく把握し、緊急的な対応が必要な学校については、学校とよく相談しながら引き続き校舎内の部分的な改修等の実施により対応していきたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第 61 号 令和 4 年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料の 6 ページを御覧いただきたい。今年度実施をした実習助手・寄宿舎指導員の採用候補者選考試験の結果について御報告する。

1 実習助手である。こちらは高校等において実習、実験を行う場合に教員の職務を助ける職である。試験は 10 月 30 日土曜日に実施をした。試験内容であるが、専門教養、面接、パソコン実技、専門実技と 4 つの区分について試験を行い、その合計点で選考を行っ

ている。受験状況及び選考結果を表にまとめている。実習助手には様々な専門区分があるが、今年度は農業の区分について試験を実施している。農業の一般の区分と障がいのある方を対象とした選考をそれぞれ行っている。一般の区分については、2名程度の採用予定に対して出願者が12名、受験者が10名、最終的な名簿登載者が1名であった。受験者数から見た倍率は10.0倍である。障がいのある方を対象とした選考については、若干名の採用予定に対し、出願者、受験者が2名、名簿登載者が1名、倍率は2.0倍となった。合計2名の実習助手を採用することになったが、いずれも女性である。それから、障がいのある方を対象とした選考については、農業の区分で採用を行うのは今年度が初めてである。

2 寄宿舎指導員である。特別支援学校の寄宿舎において、児童、生徒等の日常生活上の世話、生活指導に従事する職である。試験は同じく10月30日土曜日に実施をした。論文、面接、パソコン実技、場面指導の4つの項目についての点数の合計で選考を行っている。受験状況、選考結果については、2名程度の採用予定に対して出願者が21名、受験者が20名、最終的な名簿登載者が3名であった。倍率は6.7倍である。内訳としては3名のうち男性が2名、女性が1名であった。

———原案のとおり了承

報告第62号 令和4年度島根県市町村立小・中学校等校長・教頭・主幹教諭採用・昇任候補者選考試験（再任用教職員選考含む）の結果について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料の7の1ページを御覧いただきたい。本年度から再任用の管理職の選考も行っているので、併せて報告をさせていただきます。

まず、再任用ではない一般の採用・昇任候補者選考試験についてである。試験は1次試験の筆記試験を8月に行い、2次試験の面接を10月から11月にかけて実施をした。結果は12月上旬に既に本人に通知済みである。校長については、合計で114名受験者がおり、そのうち1次試験に合格したのが81名、2次試験に合格し、最終的に名簿に登載されたのが39名である。これらの教育事務所の管内ごとの内訳は表に記載をしている。なお、行政等と書かれているのは、県教委の事務局、教育センターなど、行政部署に勤務する教員職の受験者などの数である。教頭については合計で受験者が105名、うち1次試験の合格者が77名、最終的な名簿登載者が52名である。主幹教諭については受験者が5名、1次試験合格者が5名、2次試験に合格し、最終的に名簿登載になったのが2名という結果であった。なお、この表のうち、括弧書きで記載している数字は女性の

数で内数である。下のところに参考として近年の受験者数などの推移を記載している。校長については、平成 27 年度には受験者が 162 名だったのが、今年度は 114 名ということで減少している。また、教頭についても平成 27 年度には 173 名いた受験者が、今年度は 105 名ということで大きく減少している。倍率については、各年度の名簿登載者に左右されるので一概に申し上げられないが、長期的に見ると減少傾向で、管理職不足が深刻な状況になっている。こうした状況も受けて、今年度から再任用の管理職の選考を行うことで、緊急的に不足する管理職の確保を図るということを行っている。これは 11 月に試験を行った。校長については申込者が 25 名、再任用の名簿に登載されたのが 14 名という結果であった。教頭は 11 名の申込者に対して名簿登載者が 7 名、主幹教諭は 1 人の申し込みに対して名簿登載者が 1 名という結果となった。引き続き管理職の不足が生じているので、緊急的にこういった再任用の管理職の任用も行うとともに、根本的な対策として、より多くの方に管理職を目指していただけるような魅力の発信を含めた取組を進めていきたいと思っている。

———原案のとおり了承

報告第 63 号 令和 4 年度島根県立特別支援学校（高等部・専攻科）入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 8 の 1 ページをお願いします。1 趣旨としては、特別支援学校高等部及び専攻科の入学者選抜受検者が新型コロナウイルス感染症等の状況により不利益を被らないように取る対応ということである。

2 に具体的な対応を様々な場合にに応じて書いている。8 の 2 ページのフローチャートと併せて御覧いただきたい。2（1）受検者が罹患等により受検できない場合は、入学者選抜実施要領に基づき追検査を実施する。（2）検査を実施する特別支援学校内で罹患患者又は濃厚接触者が判明した場合について、①検査日が臨時休業中の場合は、特別支援教育課と協議をして実施ができると判断した場合には予定どおり検査を実施するが、受検者が日常的に医療的ケアを必要としていたり、基礎疾患がある場合は、検査日を別に設定することができるとしている。また、必要に応じて訪問して面接を実施することもできるようにしている。また、特別支援教育課と協議をして実施することができないと判断した場合には、検査日を別に設定することとし、先ほどと同様に受検者が医療的ケア児等の場合は、さらに別の日を検査日として設定でき、必要に応じて訪問しての面

接を実施することができるとしている。②として、検査日が臨時休業中ではない場合については、予定どおり実施する。ただし受検者が医療的ケア児等である場合は、先ほどの①と同様、別日の設定、訪問による面接の実施の対応をとることができるとしている。

(3) 受検者の居住地又は学校の所在地域の感染状況により受検困難な場合である。

①、②は県外からの受検を想定した対応である。①は移動ができない場合であるが、この場合は、直接の面接という方法を変更して検査を実施することを認めることがあるとした。②は移動の制限がない場合であるが、この場合、感染予防の観点から、県教委が特別支援学校以外の別会場を用意し、実施することがあるとしている。③であるが、当初から訪問面接による実施を行う予定にあった受検者が入院している場合には、面接官の訪問が困難な場合が考えられる。その場合には、方法を変更して検査をすることも認めることがあるとしている。これら(3)①、②、③については、いずれも特別支援教育課と協議の上、実施方法を判断する。

○原田委員 表記の仕方で気になるが、2(3)②の「特別支援学校の在籍児童生徒への感染を予防する観点から」のところ、児童生徒と書いてあるが、私は「幼児」も入るのではないかと思う。ろう学校に幼稚部があるが、今年は盲学校にも幼稚部ができたということで、より意識する必要がある。恐らく幼稚部の先生方は、現場では「児童生徒」という言葉が多いものだから、「幼児」が抜けることに非常に敏感になっていらっしゃる。学校に出ていく資料であれば「幼児」という文言を入れておいた方がよい。

○妹尾特別支援教育課長 御指摘のとおりかと思う。これからしっかり「幼児」という言葉も資料に加えたいと思う。

———原案のとおり了承

報告第 64 号 「高等学校における通級による指導」実施要項の改正について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 資料9の1ページを御覧いただきたい。まず、1趣旨について説明する。県立高等学校における「通級による指導」については、昨年度までは自校通級を拡充してきたが、今年度から拠点校方式による巡回指導を導入しており、その取り扱いについて必要な事項を定めるために実施要項を改正する。

2 主な改正点である。(1) 通級による指導の対象となる生徒については、これまでの要項では法令に記載されている障がい種を全て列挙していたが、これを島根県の実情

を踏まえたものに改めることにした。具体的には、対象を発達障がいの可能性がある生徒、難聴の生徒、その他校長が必要と認めた生徒とした。ただ、これまでの要項に記載されていたその他の障がい児については、通級による指導の対象から排除しているというわけではない。指導を行うためには相応の専門性が必要になってくるということから、まずは特別支援学校のセンター的機能の担当者の教育相談等で対応するという考えである。

(2) 実施形態等である。これまでの要項では、法令で示されている自校通級、他校通級、巡回指導の3つの形態を列挙していたが、このたびの拠点校方式の導入で自校通級と巡回指導の2つの形態で通級による指導が全県の県立高校に確保できると整理し、他校通級は実施要項から削除することとした。ここで資料9の2ページの参考1を御覧いただきたい。この図は巡回指導を受ける生徒の在籍校と巡回指導の担当校の通級による指導に係る一連の手続きの流れを示している。この図の右下の吹き出しで示しているように、担当者が所属校以外の高校に巡回指導を行う場合、事前に県教委から兼務発令をしておく必要がある。今回の改正では、この兼務発令に係る内容を追記している。

9の1ページにお戻りいただきたい。(3) 単位認定・学習評価等についてである。これまでの要項では記載がなかった次の2点を追記している。①通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、授業時数を合算できる点、②通級による指導の授業時数及び指導期間、指導の内容や結果等を指導要録に記載することについての規定である。なお、通級による指導を受ける生徒については、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、活用することが学習指導要領にも明記されており、これまでの実施要項にもそのことは記載されていたが、これら2つの計画がとても重要であるという観点から、今回の改正ではこの部分についてより詳しく記述することとした。

最後に、3 施行日について説明する。記載のとおり施行日を12月20日、適用を9月1日からとしている。適用については、巡回指導がスタートした9月にさかのぼって指導の記録等を残せるようにするため、9月1日からとした。先ほど(3) 単位認定・学習評価等の①で、2年次以上にわたって履修した際には、年度をまたがって授業時数を合算して単位認定できることを説明したが、それができるように新規単位認定において生徒の不利益とならないようにするための設定である。なお、資料の最後に、参考として通級による指導を実施する学校を載せているので御確認いただきたい。難聴の生徒を対象とする通級による指導については今回説明しなかったが、対象の生徒が在籍する高

校へ、ろう学校の担当教員が巡回指導を行うという点では、先ほどの拠点校からの巡回指導と同様の流れになることをお伝えしておく。

———原案のとおり了承

報告第 65 号 社会教育関係表彰等について（社会教育課）

○野々内社会教育課長 資料 10 の 1 ページをお願いします。記載のとおり、1 令和 3 年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）、2 令和 3 年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第 1 期分）、3 令和 3 年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第 1 期分）、4 第 74 回全国優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）、5 令和 3 年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）、以上の 5 件について一括して説明する。

10 の 2 ページをお願いします。令和 3 年度島根県優良少年団体表彰（教育長表彰）である。この表彰は、定期的、継続的な活動によって、明るく住みよい地域づくりに大きく貢献している少年団体を表彰するもので、具体的には、地域環境の美化活動、福祉活動、読書活動などのボランティア活動や、伝統文化の継承、又は新しい地域文化の創造に寄与する活動に取り組む団体を対象としている。今年度は市町村教育委員会から推薦のあった団体を、県の審査会において審査しており、2 つの団体の表彰を決定した。（1）益田市の「とよかわっしょい！！」は、結成 8 年目の団体で、毎月 1～2 回、豊川小学校などを拠点に活動している。地区の文化祭や保育園の夕涼み会での出店などを通して、多世代の方々が触れ合う機会をつくったり、豊川地区の地域自治組織の行う活動に参加するなど、中高生が中心となって積極的に地域貢献活動に取り組んでいる点などが評価された。（2）島根県立浜田商業高等学校郷土芸能部は、結成 17 年目の団体で、学校において週 6 日練習を行ったり、浜田市内をはじめ県内外で公演活動を行ったりしている。全国高等学校総合文化祭や、高校生の神楽甲子園等への出場をめざし練習に励む傍ら、保育所、老人ホーム等や地域イベントの依頼を受けて石見神楽の公演を行うなど、伝統文化の継承に加え、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいる点などが主な表彰理由となっている。表彰式については、来年 1 月 6 日に島根県庁において行う予定である。

続いて 10 の 3 ページをお願いします。令和 3 年度島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰・第 1 期分）である。この表彰は、本県の芸術文化の発展向上への功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及び指導者を表彰するものである。表彰対象は、表彰要綱で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、最優秀又は

それに次ぐ賞を受賞した団体と個人、また、永年の卓越した指導力により、本県の芸術文化の発展等に努め、その功績が顕著と認められる指導者となっている。1年をとおして開催される大会の数や時期をおよそ半々になるように勘案して、受賞決定が4月から11月分までと、12月から3月分までとに分け、年2回表彰している。今回の第1期分は3団体の計3件である。10の4ページをお願いする。受賞者名簿としてまとめている。

1番目の島根県立浜田商業高等学校郷土芸能部は、先ほどの島根県優良少年団体表彰においても表彰を受けられるが、今年の7月から8月にかけて開催された全国高等学校総合文化祭の郷土芸能部門（伝承芸能部門）において、全国第2位に相当する優秀賞（文化庁長官賞）を受賞された。2番目の出雲北陵高等学校吹奏楽部は、全日本マーチングコンテストの高等学校以上の部で金賞、3番目の出雲市立斐川西中学校合唱部は、全日本合唱コンクール全国大会中学校部門混声合唱の部で金賞と大分市教育委員会賞を受賞され、今回それぞれ知事表彰を受けられることとなった。10の3ページにお戻りいただきたい。表彰式は、来週12月27日に島根県庁において行われる予定である。

続いて10の5ページをお願いする。令和3年度島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰・第1期分）である。この顕彰は、学術・文化活動を通じて、本県の児童生徒に豊かな人間性を育むことを目的として、優秀な成果をおさめた児童生徒及び指導者を顕彰するものである。顕彰対象は、実施要項で定める全国規模の大会及びこれに準ずると認められる大会において、入賞以上と認められる賞を受賞した団体と個人、また永年の指導により、優秀な成果をおさめ、その功績が特に顕著と認められる指導者となっている。ただし、先ほどの知事表彰に該当するものは除く。この顕彰も、先ほどの知事表彰と同様に年2回実施しており、今回の第1期分の受賞者は、児童生徒10団体・14個人の計24件、指導者は2個人である。詳細は次の10の6ページから7ページに記載している。児童生徒の一覧であるが、上から中ほどの出雲市立今市小学校までが団体の部、その下の松江南高校の石倉さんからが個人の部となっており、それぞれ県立高校、特別支援学校、私立高校、中学校、小学校の順となっている。また、指導者は、松江東高校の内藤教諭と浜田商業高校の布施教頭のお二人である。10の5ページにお戻りいただきたい。顕彰式は来週12月27日にサンラポーむらくもにおいて行う予定としている。

10の8ページをお願いする。第74回全国優良公民館表彰（文部科学大臣表彰）である。この表彰は、特に事業内容や方法などに工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を、各都道府県で選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が

表彰するものである。推薦にあたっては、地域の実情に応じた開館日数の確保や公民館運営審議会の評価等を活用するなど適切な運営がなされていること、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員が配置されていることなどの国の要件のほか、本県の内規として、県の優良公民館表彰を受賞していることも要件としている。今年度、本県からは、邑南町阿須那公民館が表彰されることになった。阿須那公民館は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、公民館に住民の方々が集うことができない中であっても、「移動公民館」として公民館が自ら地域に出向くことで活動への参加者が増え、地域住民と公民館とのつながりが広がっていること、「人権標語日めくりカレンダー」を手作りで作成し、無償で配布するなど、地域住民の人権意識を高めるための工夫された取組を行っていることなどが主な表彰理由である。表彰式は来年2月4日に東京で、対面とオンラインを組み合わせて開催される予定であり、阿須那公民館はオンラインで参加される予定である。

最後に 10 の 9 ページをお願いする。令和3年度優良公民館及び公民館職員表彰（教育長表彰）である。まず1の優良公民館表彰であるが、事業内容や方法などに工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を表彰するものである。推薦や選考にあたっては、開館日数や、対象区域内の住民の利用割合が高いこと、各種団体や関係機関との連携によって地域の実情に即した事業を効果的に実施していることなどを要件としている。2の公民館職員表彰も同様であるが、市町村教育委員会から推薦があった者を、県の審査委員会において選考した上で決定している。今年度の優良公民館は（2）の一覧表のとおりであるが、松江市の鹿島公民館、浜田市の都川まちづくりセンター、川本町の三原まちづくりセンターの3館を表彰することとした。鹿島公民館では、旧鹿島町の4地区を舞台にそれぞれの歴史や文化などを学ぶ取組や子どもを対象とした学習支援、体験活動、佐陀神能教室といった活動を多く手がけておられること、都川まちづくりセンターでは、地区に学校は無くなったものの棚田学習などを通して学校とも連携を図った取組を継続していることや、小規模集落の中にあつて地域住民の生活拠点、学習拠点として存在していること、三原まちづくりセンターでは、幅広い年代層の地域住民を巻き込み、地域の魅力を記録・発信するための映画制作やおぞら公民館と銘打ったイベントの開催など地域の中心的存在として活発に活動されていること、などが主な表彰理由である。2の公民館職員表彰は、公民館活動の振興に顕著な功績があった者を、館長として、又は主事等の職員として、それぞれ表彰するものである。推薦や選考

にあたっては、館長としては、指導体制の充実や事業の効果的な実施、公民館の利用、運営の改善を図ったことなどを、主事等の職員としては、事業計画や学習方法の改善に創意工夫したことや、地域住民の学習意欲を喚起したことなどを要件としている。10の10ページをお願いします。公民館職員表彰は、今年度は15名の方を表彰することとした。お名前や主な表彰理由は10の10ページから12ページにかけて記載しており、お一人ずつの説明は割愛させていただくが、いずれも永年公民館活動に情熱をもって取り組まれ、功績を挙げておられる方々である。10の12ページを御覧いただきたい。表彰であるが、今日10日、益田市において開催された島根県公民館研究集会の開会行事において実施した。

○池田委員 10の9ページの優良公民館表彰について、隠岐の島の公民館の名前が挙がっていないのが寂しいが、公民館職員の被表彰者はほとんどが5年以上、永年にわたって公民館活動に取り組んでおられる方が多く、隠岐の島の場合は職員が公務員で、異動で3年程度で代わるというような状況が続いており、地域に根差して皆と一緒にやるといのが難しいところがある。先ほど各地区の教育委員会からの推薦で表彰されると言われたと思うが、直近で隠岐が表彰されたのはいつになるだろうか。

○野々内社会教育課長 今日のところ過去に隠岐の方がいつ表彰されたのか記録を持ち合わせていないが、先ほどもおっしゃったかと思うが、表彰の基準として5年以上の経験年数を有する現職の者という要件があり、隠岐の方はまさに5年未満で異動されてしまうということで、同一機関に5年以上勤務されている方がいらっしゃらないという現実がある。そのため実質的に表彰ができないという状況にある。

○池田委員 職員でなく、公民館そのものについても表彰がないという状況だが。

○野々内社会教育課長 隠岐の島町や島前各町村のほうからも、今回公民館について推薦が挙がっていなかった。

○野津教育長 では、過去の状況をあとで確認してもらいたい。

○池田委員 公民館はやはり地域にとってすごく大事で、その中で様々な工夫された地区が表彰されているように、待っているのではなく出かけていくということをぜひやってほしい。そういう話を帰ってしたいと思う。

○野々内社会教育課長 職員の方は今、分からないが、公民館の方は、県の教育長表彰としては昭和61年度に海士町の中央公民館、同じ年に五箇村の中央公民館が表彰を受けている。また、文部科学大臣表彰になるが、昭和63年に海士町の中央公民館が表彰され

ている。

○朋澤委員 10 の 8 ページの阿須那公民館の「移動公民館」として地域へとあるが、イメージがわからないので、具体的にどんな取組なのか教えてほしい。

○野々内社会教育課長 移動公民館というのは、公民館が移動していくということではなく、公民館職員が各地域に出かけて行って、そこで催しを行うということである。これはコロナ禍だから始めたものではなく、コロナ禍よりも前に始めたということだが、たとえば健康体操を行ったり、行燈づくり、ハーバリウムづくりをされたりなど、住民の方が、興味関心があることについて、出かけて行って各地区でそういったことを行うものである。平成 30 年度は 4 件、参加者数は 105 名だったが、昨年度は 11 件、153 名と 50 人程度増えており、逆にコロナ禍にあつて公民館活動に参加する方が増えている。

○朋澤委員 確かに吉賀町でも各地区にひとつの公民館しかなく、高齢者の方々それぞれ、全員が車を運転できる方ばかりではないので、このように柔軟性のある公民館活動ができれば、高齢者の方が孤独になられることもなくいいかなと思う。社協等のデイサービス等で関わりがあつたり、各地区でサロン等があつて、高齢者の方々が出かけられるようなことも地域では行われているが、やはり公民館は地域の核と呼ばれているので、このような活動を他の公民館が知ることによって、より一層の地域づくりができるのかなと思つて聞かせていただいた。

———原案のとおり了承

(後刻追加説明)

○野々内社会教育課長 池田委員から御質問があつた隠岐の公民館職員で、教育長表彰を受けられた方について、過去の記録を遡れる限り遡り、昭和 52 年度以降で探したが、昭和 52 年度に海士町の公民館職員の方が受けられて以降、平成 12 年度までで合計 6 名の方が表彰を受けておられた。一番新しい方が、当時の都万村の中央公民館の方であり、合計 6 名であつた。

○原田委員 これは計 5 年以上勤務された方か。

○野々内社会教育課長 そうである。

報告第 66 号 重要文化財の指定について (文化財課)

○中島文化財課長 11 ページをお願いします。重要文化財の指定について 11 月 19 日に開催された国の文化審議会で美保関灯台と出雲日御碕灯台を重要文化財として指定するよ

う答申があったので報告する。今後、官報告示を経た上で正式な指定となる。重要文化財指定の概要について、1（1）美保関灯台は、島根半島東端に明治31年に建設された山陰最古の石造灯台で、灯台に加え現在もビュッフェとして活用されている旧吏員退息所と旧第一物置の、合わせて一基、二棟が指定されることとなった。これらの施設は、120年以上経過した現在でも当初の構造や外観をよく残しながら、現役の灯台として山陰地方の航路の安全・発展に寄与しており、価値が高いと評価された。（2）出雲日御碕灯台は、島根半島の西端に明治36年に建設された洋式灯台で、建設当時、国内で最も高い44mの高さを誇った。設計は当時灯台建設の第一人者であった石橋絢彦氏で、日本人技師が手がけた石造灯台として建設技術の到達点であると評価されている。また、美保関灯台とともに、山陰地方の航路の安全・発展に現在も寄与している灯台として価値が高いと評価された。

なお、参考1及び2のとおり、今回2件が指定になると、県内の国宝・重要文化財の指定件数は合計100件となる。うち建造物の国宝・重要文化財は26件となり、松江市では8件目、出雲市では5件目となる。また、3のとおり、明治時代に建造された灯台については、犬吠碕灯台など5件が重要文化財に指定されており、美保関灯台及び出雲日御碕灯台の指定はこれらに続くものである。

———原案のとおり了承

報告第67号 史跡の追加指定等について（文化財課）

○中島文化財課長 12の1ページを御覧いただきたい。12月17日に開催された国の文化審議会で、県内の2件の史跡について追加指定及び名称変更するよう答申があったので報告する。

1件目は出雲市上塩冶町にある「^{かみえんやじぞうやまこふん}上塩冶地藏山古墳」の追加指定である。この古墳は、出雲平野南部の丘陵地の裾、左下の写真に出雲工業高校のグラウンドが写っているが、このグラウンドの西隣に位置しており、7世紀前半の古墳時代後期に築かれた墳丘の直径約20mの円墳あるいは方墳と推定されている。石室は早くから開口していたため、副葬品は発見されていないが、古墳の内部は、右側の写真のとおり、大型の切石を用いて、壁、天井、床を精巧に組み上げた横穴式石室となっており、また、その内部には、家形石棺という上部を家の屋根のように作った棺が設置してある。この大型の切石を用いた石室については、現在の松江市や安来市にあたる出雲東部の古墳によく見られる石棺式石室の影響を

強く受けたものと考えられている。また、この古墳は出雲平野で最後に造られた首長墳であり、古墳時代終わり頃の出雲地方の社会を考える上で重要なものである。今回の追加指定については、現在の指定範囲は、左下の写真で青色の線で囲った部分約 208 m²となっているが、調査の結果、赤色の線で囲った部分約 298 m²についても、このたび古墳の一部であることが明らかとなり、指定の条件が整ったことから追加指定を行うものである。

2 件目については、12 の 2 ページをお願いする。松江市乃白町から浜乃木に位置する「たわやま 田和山・じごでいせき 神後田遺跡」の追加指定及び名称変更である。現在は、左上の写真の青色の線で囲った部分、この松江市立病院に隣接する丘陵地沿いであるが、ここに立地する、山頂の周囲を三重の環濠という地面を掘って作った堀を巡らした遺跡があることで知られる田和山遺跡が、現在国史跡に指定されている。一方、平成 29 年度から、この田和山遺跡から北 500mほどの距離にある、写真で赤色の線で囲った部分であるが、標高約 22mの丘陵上に位置する神後田遺跡を発掘調査したところ、山裾を巡る 1 本の環濠が発見された。この資料の平面図で釣り針のように見える線の部分が環濠である。これについて調査を進めた結果、田和山遺跡と神後田遺跡はいずれも環濠を伴う集落遺跡であり、時期的にも弥生時代前期から中期の同時期に営まれていた遺跡であること、また、環濠集落は、全国的には外敵からの防衛などを目的として住居は環濠の内側に配備してあるものが一般的であるが、この田和山・神後田とも環濠内には住居跡がなく、住民は環濠の外側に暮らしていたことなどの特徴的な共通点が明らかとなった。このことから、神後田遺跡は弥生以時代前期から中期のこの地域における環濠集落の社会構造などを理解する上で、田和山遺跡と一体として検討すべきものであるとされ、国史跡田和山遺跡に追加して指定するとともに、名称についても田和山・神後田遺跡に変更を行うものである。

———原案のとおり了承

—非公開—

議決第23号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験のアウトラインについて
(学校企画課)

——原案のとおり議決

議決第24号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について (文化財課)

○中島文化財課長 資料 14 の1ページを御覧いただきたい。島根県文化財保護審議会に対する諮問については、1 主旨にあるとおり、島根県文化財保護条例の規定により、県指定文化財として指定等を行う場合には、教育委員会の議決をいただいてから島根県文化財保護審議会に諮問するという手続きになっている。今回、審議をお願いする案件は、2 諮問事項のとおり、(1) 史跡の名称変更と(2) 有形文化財の指定ということであるが、内容の説明は後ほどさせていただきます。

14 の2ページをお願いする。指定の流れを記しているが、本日は流れ図の左から2番目の段階になる。本日議決をいただくと、1月14日に開催を予定している審議会に諮問して答申をいただき、おって教育委員会で指定の議決をいただければ指定等を行っていく流れになる。

それでは、史跡の名称変更と有形文化財の指定の内容について御説明する。14 の3ページをお願いする。内容は、現在、県指定史跡である石見銀山御料郷宿泉屋遺宅金森家について、現在、土地と建物を一体として史跡に指定しているものを、近年実施した調査の結果に基づいて図で示しているとおり、土地については引き続き県指定史跡として名称を変更すること、建物については改めて有形文化財(建造物)として新規に指定することである。まず、この文化財の名称が非常に長いこともあって、用語の意味を補足説明させていただく。この石見銀山御料の「御料」とは、天皇・幕府といった公権力が直接支配した土地のことで、いわゆる「天領」と同じ意味だが、天領が俗称で、御料あるいは御料地という名称がより正確な表現だということである。次に「郷宿」というのは、石見銀山領内にある村の世話役などが代官所用務で出かける際に利用した宿ということである。郷宿泉屋は、江戸時代中期、およそ1753年頃から営まれていた。所在地に

については 14 の 5 ページをお開きいただきたい。地図に示したとおり、縮尺がわかりにくくて申し訳ないが、大森の街並のおよそ南端に位置しており、石見銀山公園からも近いところに位置している。外観については 14 の 7 ページをお開きいただきたい。正面外観写真を載せているが、江戸時代に建てられた二階建ての木造建物としては、大森の町並みの中で熊谷家住宅に次いで規模の大きい町屋建築である。

14 の 4 ページをお開きいただきたい。1 (6) のとおり、この史跡は、昭和 49 年 12 月に県史跡に指定されたが、その際、先ほども説明したとおり、土地と建物は一体として指定された。しかしながら、(2) に説明を記載したとおり、指定後の調査で、平成 27 年度から令和元年度まで実施した建物の修理工事に伴い、大田市教育委員会が建造物調査及び発掘調査を行った結果、地下の遺構については郷宿を務めていた頃の江戸時代中期の遺構が残されていることを確認できたが、建物については調査の際に新たに発見された棟札に、主屋、西土蔵、土塀は 1850 年、東土蔵は 1813 年と江戸時代後期の建築年が記載されており、郷宿を営んでいた頃よりも後になって建てられたものであることが判明した。

14 の 3 ページに戻っていただきたい。この結果について、改めて調査の指導にあたられた専門家の方々に評価を求め、取扱いを検討していただいたが、その結果、資料に示すとおり、土地については地下に建物跡などが良好な状態で残されており、郷宿の遺構として引き続き重要であることから、史跡としての指定を継続し、石見銀山附御料郷宿泉屋跡に名称変更すること。建物については郷宿の建築ではなかったものの江戸時代後期における本格的な座敷をもつ町屋建築であり、御料地における有力な商家として主屋の構成に特徴があることや、土蔵・土塀を含めた屋敷構えをよく残しており、歴史的、建築史的に重要な建造物であるので、改めて有形文化財（建造物）に指定し、名称は金森家住宅とすること。以上のとおり審議会に諮問したいと考えているので、よろしくお願ひする。

○林委員 名称で、石見銀山のあとに「附」と付いたのはなぜか。

○中島文化財課長 石見銀山「附」というのが、石見銀山が幕府の経営を支える役割を担った直轄領という意味を明確に示すため、だいたいそういう「附」を入れることが、現在こうした文化財の名称をつけるときのルールになっている。当初指定されたときはそうではなかったが、現在そのようになっていることから、今回名称変更する際に、きちんと「石見銀山附御料」と明記した方がよいと専門家からの指導を受け、付けたとこ

ろである。

○林委員 他の石見銀山に関するものについては、「附」を付ける必要はないのか。

○中島文化財課長 今回の諮問事項では、この案件についてのみ「附」を入れさせていただいて、他のものについては別の機会に諮問したいと考えている。

———原案のとおり議決

承認第9号 県立学校事務職員（管理職）の人事異動について（総務課）

———原案のとおり承認

報告第68号 令和3年度文部科学大臣優秀教職員表彰について（総務課）

○小畑総務課長 16の1ページをお願いします。この優秀教職員表彰は、1趣旨のとおり、学校教育における教育実践等に顕著な成果をあげた教職員を文部科学大臣が表彰する制度である。ここに書いていないが、表彰要件としては、現職の教職員で令和3年4月1日時点において、教職員経験10年以上かつ原則50歳未満であり、また推薦者である島根県教育委員会の表彰を既に受けているものとされている。なお、50歳未満の年齢要件については、当面の間、50歳以上の優秀教職員を推薦できることとなっており、実際、このたびの受賞者8名のうちの半分の4名が50歳を超えている。

この表彰制度へ8名を推薦していたところ、このたび文部科学省から、優秀教職員表彰者の決定の公式通知があった。決定者8名の概略は、3受賞者及び受賞理由のとおりだが、簡単に触れさせていただく。（1）平田高校植田悟教諭は、野球部顧問として2つの公立高校を甲子園初出場に導いた指導実績や野球部員による幼稚園児らへの野球教室を通した野球の普及活動の取組が評価された。（2）浜田高校石村武史実習主任は、放送部顧問として全国大会等での優秀な成果を収めてきた指導実績が評価された。（3）浜田高校勝部俊一郎教諭は、合唱部顧問として全国大会等での優秀な成果を収めてきた指導実績が評価された。（4）出雲市立第一中学校須田香織教諭は、英語科のより良い指導方法の研究実績の積み重ね及びこの成果の発表などの取組が評価された。（5）松江市立川津小学校宮岡愛子栄養教諭は、給食管理や児童生徒の朝食改善などの研究実績を積み重ね、また、県学校栄養士会の役員を務めるなどの後進育成の取組が評価された。（6）出雲市立神戸川小学校永見美千子教諭は、学習障がいに関する自主学習会を積み重ね、デコーディング指導の普及活動や、支援体制を構築するなどの取組が評価された。（7）安来市立南

小学校仁田喜代子教諭は、学校と地元企業が連携した商品開発等の活動など、地域と協働した人づくりやキャリア教育、金銭・金融教育などの取組が評価された。（８）出雲市立第一中学校岡本美由紀教諭は、これは先ほどの永見美千子教諭と共同で取り組まれており、内容は同じである。

以上８名ということになるが、16 の 1 ページを御覧いただきたい。８名の受賞者の表彰式だが、２のとおり令和４年１月 13 日に文部科学省において代表者のみの参加という条件になっており、それ以外の全国の表彰者に対しては、オンラインでのライブ配信が行われる予定となっている。

○河上委員 障がい者の教育の中で、デコーディング指導の必要性とあるが、デコーディングの意味をおしえていただきたい。

○小畑総務課長 障がいの中で、ディスレクシアという読み書き困難の障がいの指導の中に、デコーディングという文字情報を音に変換する能力を高める指導がある。学習障がいというのは、読み書き能力や計算力などの算数機能などに関する特異的な発達障がいのひとつだが、その中で、そういう読み書きの困難な者に対する指導のひとつということである。

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15 時 45 分